

## コンテンツ配信サービス利用規約

### 第1条（定義）

本契約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- （1）「本契約」とは、本サービスの利用に関する当機構と契約者との間の契約をいいます。
- （2）「本規約」とは、コンテンツ配信サービス利用規約をいいます。
- （3）「その他の規程」とは、当サイト上で当機構が定める、本規約以外で本契約の内容を定めるその他の規程をいいます。
- （4）「当機構」とは、一般財団法人ボーケン品質評価機構をいいます。
- （5）「契約者」とは、当機構との間で本契約を締結して本サービスを利用する者をいいます。
- （6）「コンテンツ配信」とは、インターネット上でのコンテンツ配信をするサービスをいいます。
- （7）「当機構サイト」とは、本サービスが提供される当機構管理に係るウェブサイト을いいます。
- （8）「本サービス」とは、当機構が「コンテンツ配信サービス」という名称で提供するサービスをいいます。
- （9）「本コンテンツ」とは、本サービスを利用して配信される、契約者が開催するセミナーその他をいいます。
- （10）「コンテンツ配信システム」とは、セミナー配信システムその他本サービス実施のために利用される第三者提供に係るコンテンツを配信するためのシステムをいいます。
- （11）「代金」とは、本サービスを利用するために契約者が支払う、本サービスに係る対価をいいます。
- （12）「知的財産権等」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利をいいます。

### 第2条（適用範囲）

- 1 本規約は、本契約において当機構と契約者との適用されます。契約者は、本サービスを利用するに当たり、本規約を誠実に遵守するものとします。
- 2 その他の規程は、本契約の一部を構成するものとします。本契約の定めとその他の規程の内容が矛盾抵触する場合は、本契約が優先して適用されます。
- 3 当機構が別途当機構サイト上における掲示またはその他の方法により規定する個別規定及び当機構が随時契約者に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定及び追加規定が異なる場合には、個別規定及び追加規定の定めが優先するものとします。
- 4 当機構は、契約者の承諾を得ることなく、いつでも、本規約の内容を改定、変更することができるものとし、契約者はこれを異議なく承諾するものとします。
- 5 当機構が本規約を変更した場合は、以降、変更後の利用規約が適用されるものとします。
- 6 当機構が本規約を変更しようとする場合は、当機構サイトに変更内容を掲示する等の方法で契約者に対し通知します。但し、事情の如何を問わず、当該通知が到達しなかった場合においても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

### 第3条（申込）

- 1 契約者は、本規約の全ての内容に同意した上で、当機構所定の方法により、本サービスの利用の申込みを行うものとします。
- 2 契約者は、申込み時に登録する情報が全て正確であることを保証します。当該登録する情報が不正確であることにより契約者に生じる損害について、当機構は一切の責任を負いません。
- 3 当機構は、当機構所定の基準により、契約者の申込みの可否を判断し、これを認める場合には、契約者に対し、その旨を当機構所定の方法で通知します。当機構が当該通知をすることにより、本契約が成立します。
- 4 当機構は、契約者が以下のいずれかに該当する場合はその申込みを認めないことがあります。なお、当機構は、上記判断に関する理由を開示する義務を負いません。
  - （1）当機構所定の方法によらずに本サービスの利用の申込を行った場合
  - （2）登録する情報の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - （3）本規約に違反するおそれがある場合
  - （4）過去に本規約に違反した者又はその関係者である場合
  - （5）その他当機構が申込を妥当或いは適切でないと判断した場合

### 第4条（支払）

- 1 契約者は、当機構に対し、本サービスの対価として、当機構所定の代金を、当機構所定の支払方法に従って、当機構所定の支払期日までに支払うものとします。なお、銀行振込手数料その他支払に要する費用は、契約者の負担とします。
- 2 契約者が代金の支払を遅延した場合、年14.6%の割合による遅延損害金を当機構に支払うものとします。
- 3 銀行振込、クレジット決済その他支払方法の如何にかかわらず、当機構に対する入金、決済確認後、本サービスの利用が可能となります。
- 4 銀行振込、クレジット決済その他支払い方法による支払い完了後のキャンセル、返金は不可とします。

### 第5条（本サービス）

- 1 本サービスは、以下の全部又は一部で構成されます。
  - （1）当機構が保有するコンテンツ配信
  - （2）当機構が保有するコンテンツ販売
- 2 当機構は、本サービスの内容の追加、削除等の変更を、適宜に行うことがあり、契約者は、これを承諾します。

### 第6条（再委託）

- 1 当機構は、当機構の責任において、本サービスの実施の一部を第三者に再委託することができます。
- 2 当機構は、再委託先に対して、本契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、自ら本サービスを実施した場合と同様の責任を負うものとします。

## 第7条（禁止行為）

契約者は、以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当機構が判断する行為（下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当機構が判断する内容の本コンテンツの配信の場を開催することを含みます。）をしてはならないものとします。

- （1）本サービスを不特定多数に視聴させる行為及び本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡すること
- （2）本サービスの ID、パスワードを不特定多数に共有する行為
- （3）本サービスを複製、ダウンロード、配信、送信、販売、ライセンス供与、改変、修正またはその他の方法での使用する行為
- （4）本サービスを不正の目的をもって利用する行為
- （5）本サービスの運営・維持を妨げる行為
- （6）本サービスの信用を毀損する行為
- （7）第三者になりすます行為
- （8）法令に違反する行為
- （9）犯罪に関連する行為
- （10）公序良俗に反する行為
- （11）所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- （12）当機構又は第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
- （13）コンピュータウィルス等他人の業務を妨害する、もしくは妨害する恐れのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用し、又は、第三者に提供する行為
- （14）当機構または第三者の名誉・信用を毀損し、または不当に差別もしくは誹謗中傷する行為
- （15）前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- （16）その他、当機構が不適切と判断する行為

## 第8条（情報の取扱い及び管理責任）

- 1 契約者は、本サービス利用に際して登録した情報（以下、「登録情報」といいます。メールアドレスや ID・パスワード等を含みます）について、自己の責任の下、厳重に登録、管理するものとします。
- 2 契約者は、登録情報を第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとします。  
但し、ID・パスワードの紛失により本サービスの利用が出来なくなったときは、所定の手続きに基づいて当機構は再発行に応ずるものとします。
- 3 契約者が原因でユーザーID・パスワードが使用できなくなった場合、この復旧及び再設定の費用として、契約者は金5万円を負担するものとします。
- 4 当機構は、登録情報により本サービスの利用があった場合、利用登録を行った法人、団体、もしくは個人が利用したものと扱うことができ、当該利用によって生じた結果ならびにそれに伴う一切の責任については、利用登録を行った法人、団体、もしくは個人に帰属するものとします。
- 5 登録情報は、セミナーや展示会の案内、メールマガジンの配信、その他弊機構からのお知らせを行

うために利用する場合があるが、それ以外の目的で使用しないものとする。

#### 第9条（中断等）

- 1 当機構は、次の各号に定める事由が生じた場合、一切の責任を負うことなく、当機構が必要と判断する期間、本サービスを変更、中断、制限又は終了する措置を講じることができるものとし、これによって契約者、第三者に生じたいかなる損害、不利益についても、一切責任を負いません。また、その場合でも契約者は、当該措置を講じられている期間の本サービスに係る代金の支払義務を免れないものとします。
  - （1）契約者が、本サービスの代金の全部又は一部を未払いの場合
  - （2）契約者が、第7条（禁止行為）に定める禁止行為を行った場合
  - （3）前各項の他、契約者が、本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - （4）コンテンツ配信システムの過負荷・不具合・メンテナンス・仕様変更、火災、停電、通信障害、通信遅延、不正アクセス、法令の制定改廃、労働争議、天災地変、戦争、テロ、暴動、騒乱等の不可抗力、疾病等により、本サービスを変更、中断、制限又は終了する必要がある場合
  - （5）本サービスのためのシステム等の保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合。
  - （6）電気通信事業者の任務が提供されない場合。
  - （7）その他、運用上あるいは技術上当機構が本サービスの一時中断、もしくは停止が必要であるか、又は不測の事態により、当機構が本サービスの提供が困難と判断した場合。
- 2 当機構は、前項の変更、中断、終了にあたっては、事前に予告するよう努めます。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第10条（不可抗力）

当機構は、コンテンツ配信システムの過負荷・不具合・メンテナンス・仕様変更、火災、停電、通信障害、通信遅延、不正アクセス、法令の制定改廃、労働争議、天災地変、戦争、テロ、暴動、騒乱、疾病等、当機構の責によらない不可抗力に基づく事由により契約者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

#### 第11条（紛争処理及び損害賠償）

- 1 契約者は、本規約の第7条に違反した場合は、本サービス代金の5倍の金額を賠償（以下「本項賠償額」といいます。）するものとし、また即契約解除及び再契約不可とします。なお、本項賠償額は、損害賠償の上限を定めるものではなく、当機構が被った損害が本項賠償額を超える場合、契約者はかかる超過損害額を賠償するものとします。
- 2 契約者は、故意又は過失により本契約に違反し、当機構に損害を与えた場合、これを賠償するものとします。
- 3 契約者が、本サービスに関連して第三者との間で紛争が生じた場合、契約者の費用と責任において、当該紛争を処理するものとし、当機構に一切の損害、負担を与えることがないものとします。
- 4 本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、提供される情報等の流出もしくは焼失等、本サービスに関連して発生した契約者又は第三者の損害について、当機構は一切の責

任を負わないものとします。

- 5 当機構は、本サービスの実施に際して、自己の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合についてのみ、これを賠償するものとします。本規約における当機構の各免責規定は、当機構に故意又は重過失が存する場合には適用しません。
- 6 当機構が契約者に対して損害賠償義務を負う場合（前項の場合又は法律の適用による場合等）、賠償すべき損害の範囲は、契約者に現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含まない。）ものとし、賠償すべき損害の額は、本契約の解除又は解約の有無を問わず、賠償請求の直接の原因となった個別の本サービスに関する代金相当額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。

## 第12条（契約期間）

本契約の期間は、本契約成立日から、本サービスの提供が完了するときまでとします。

## 第13条（期限の利益喪失・解除）

- 1 契約者が本契約及び本規約、その他の規程に違反し、当機構が相当期間を定めて催告したにも拘わらず是正されない場合には、契約者の本契約上の債務は期限の利益を失い、当機構は、直ちに本契約を解除することができます。
- 2 契約者が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告なくして、契約者の本契約上の債務は期限の利益を失い、当機構は、直ちに本契約を解除することができます。
  - （1）当機構への申込、通知内容等に虚偽があったことが判明したとき
  - （2）支払停止又は支払不能となったとき
  - （3）手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - （4）差押、仮差押、滞納処分を受けたとき、又は競売、公売もしくは仮処分の申立を受けたとき
  - （5）破産、特別清算開始、特定調停、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始、整理手続開始の申立があったとき
  - （6）解散又は事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき、当機構の承諾を得ることなく合併、会社分割その他組織再編を行ったとき。
  - （7）支払期日を過ぎてもなお代金を支払わないとき
  - （8）信用状態が悪化した場合
  - （9）事業の継続が困難になった場合
  - （10）実質的支配関係が変化し従前の事業主体との同一性が失われた場合
  - （11）当機構に対する重大な背信行為があった場合
  - （12）第7条（禁止行為）に違反した場合
  - （13）その他、当機構が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
  - （14）本コンテンツの最終購入日から6ヶ月以上にわたり、新たなコンテンツの購入が認められない場合（解約後に新たに購入したい場合は、再契約可能）

- 3 当機構が本条による解除を行う場合でも、契約者は、当機構による本サービスの提供の完了の有無を問わず、代金全額の支払義務を免れないものとします（既に代金を支払済みの場合、当機構はこれを契約者に返還しないものとします。）。

#### 第14条（解約）

契約者は、本契約成立後といえども、いつでも本契約を解約することができます。その場合でも契約者は、当機構による本サービスの提供の完了の有無を問わず、予定された代金全額の支払義務を免れないものとします（既に代金を支払済みの場合、当機構はこれを契約者に返還しないものとします。）。

#### 第15条（反社会的勢力との関係排除）

- 1 本条において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- （1）暴力団及びその関係団体又はその構成員
  - （2）暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人
  - （3）その他、前各号の該当者に準ずる者
- 2 契約者は、次の各号に定める内容について、表明し、保証するものとします。
- （1）自らが反社会的勢力に該当せず、かつ将来に渡っても該当しないこと
  - （2）自らが反社会的勢力と不適当な関係を有さず、かつ将来に渡っても不適当な関係を有しないこと
- 3 当機構は、契約者が前項に違反した場合、契約者に対して、催告なくして、本契約の全部又は一部を解除することができます。その場合でも、契約者は、予定された本契約の契約期間における代金全額の支払義務を免れないものとします（既に代金を支払済みの場合、当機構はこれを契約者に返還しないものとします。）。
- 4 契約者が第2項に違反した場合、契約者は、当機構に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当機構に対する全ての債務の履行をしなければなりません。
- 5 当機構は、本条に基づき行った行為により契約者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第16条(知的財産権等)

本サービスに係る営業秘密、ノウハウ、知的財産権等は、全て当機構に帰属します。

#### 第17条（通知、連絡）

- 1 当機構から契約者への通知、連絡は、書面の送付、電子メール若しくはチャットの送信、又は本機構サイトへの掲載等、当機構が適当と判断する手段によって行うものとします。当該連絡が、電子メール若しくはチャットの送信又は当機構サイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に送信された時点で契約者に到達したものとします。
- 2 契約者から当機構への連絡は、当機構所定の問合せ窓口宛に行うものとします。当機構は、当機構所定の問合せ窓口以外からの問い合わせについては、対応を行う義務は負いません。

#### 第18条（完全合意）

本規約は、本契約に関連する当機構及び契約者の完全なる合意を構成し、本契約の締結以前に当機構及び契約者間でなされた本契約に関連するいかなる口頭又は書面による合意も、全て本規約に取って代わられます。

#### 第19条（準拠法）

- 1 本規約及び本サービスに関連する一切の取引に関する準拠法は日本法とします。
- 2 本規約のいずれかの規定が管轄権を有する裁判所に無効と判断された場合でも、本規約のその他の規定が無効となるものではありません。

#### 第20条（合意管轄）

本サービスに関連して契約者と当機構の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2021年10月1日 制定